

## 北部第2埋立処分場周縁地下水における砒素の基準値超過について

### 【埋立処分場の仕組み】

埋立処分場からの浸出水(雨水等が廃棄物層に浸透して発生する汚れた水)による公共水域の汚染を防止するため、埋立区域の下端部に鋼矢板を不透水層まで打ち込み、浸出水が処分場外部へ漏れ出すことを防止しています。

なお、発生した浸出水は、水処理施設で適正に浄化して河川に放流しています。

### 【地下水調査】

浸出水の影響の有無を確認するため、処分場の下端部周縁に観測井戸(下流側)を設置して毎月地下水調査を行っています。また、この水質と比較するため、廃棄物の影響のない上流側にも観測井戸を設けて地下水調査を行っています。

### 【調査結果】

下流側地下水にて砒素の基準値超過が確認されていますが、同時期に調査している浸出水の砒素は基準値0.01mg/L未満でした。(表1参照)

### 【考察】

浸出水の砒素が基準値未満である。水質の特徴を把握するための手法であるヘキサダイアグラムの形状が、浸出水と下流側地下水とは類似性がない。(図1参照)

以上のことから判断すると、この砒素の基準値超過については、埋立処分場(埋立廃棄物)が直接影響を及ぼしている可能性は極めて低いものと考えていますが、今後も継続して経過観察していきます。

表1 下流側地下水と浸出水の砒素濃度

(単位:mg/L)

測定箇所 \ 測定日	H19.05.28	H20.11.20	H21.11.10	H22.10.08	H23.11.10	H25.01.18	H25.04.04	H25.05.08	基準値
下流側地下水	0.042	0.041	0.027	0.025	<0.001	0.015	0.014	0.017	0.01
浸出水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.001	<0.005	-	-	0.01

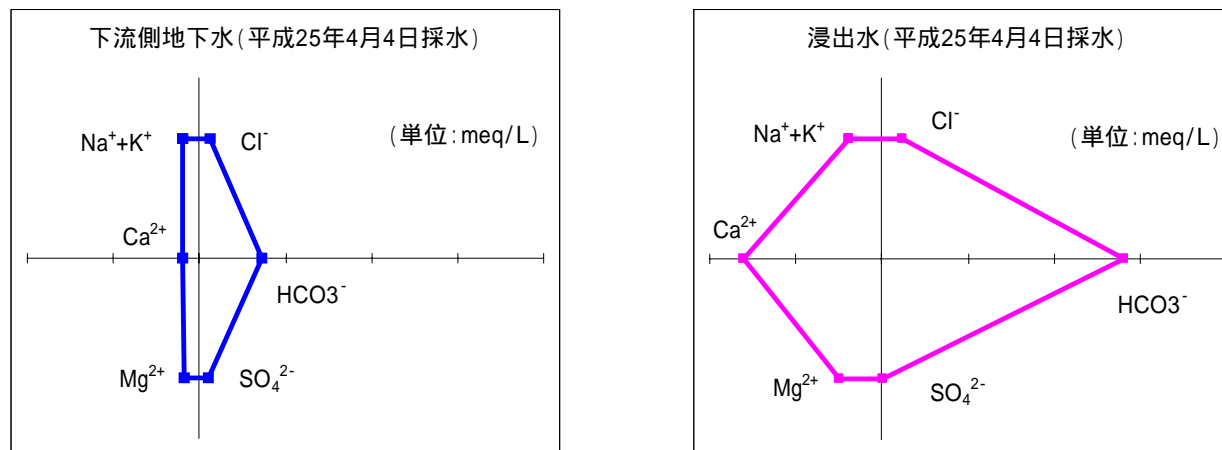


図1 下流側地下水と浸出水のヘキサダイアグラム